

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年4月27日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 野果類 (Wild Fruits), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat), with specific sub-categories and their respective restrictions.

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村
※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年2月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年4月27日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧清水町及び旧瀬崎町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&及び瀧川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白石川の白樺堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栗堰より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年4月27日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クワ	那須町
	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉県、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&びび手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦及び与田浦川を除く。)
肉	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦及び与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成29年4月27日現在

品名	出荷制限
原乳	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.6解除 喜多市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南津波町 H23.3.21~4.6解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡山村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、
	H23.3.21~4.21解除 福島市、磐梯町 H23.3.21~5.1解除 南相馬市(飯沼区のうち、馬場、大内、川平及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)
	H23.3.21~6.8解除 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原野区高倉字助常、原野区高倉字秋屋、原野区高倉字七曲、原野区高倉字松森、原野区高倉字結木森、原野区馬場字五台山、原野区馬場字横川、原野区馬場字葉原、原野区片倉字行津及び原野区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~10.7解除 会津若松市、会津町、天栄町、楳枝町、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、津川村、柳津町、金山町、昭和村、楢倉町、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.1.26解除 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
ホウレンソウ、カキヤ	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、磐梯町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 H23.3.21~5.11解除 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、南津波町、三島町、会津山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、津川村、昭和村、楳枝町 H23.3.21~5.29解除 新地町、福島市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原野区高倉字助常、原野区高倉字秋屋、原野区高倉字七曲、原野区高倉字松森、原野区高倉字結木森、原野区馬場字五台山、原野区馬場字横川、原野区馬場字葉原、原野区片倉字行津及び原野区大原字和田城の区域を除く。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.21~6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~8.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、会津町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.21~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原野区高倉字助常、原野区高倉字秋屋、原野区高倉字七曲、原野区高倉字松森、原野区馬場字五台山、原野区馬場字横川、原野区馬場字葉原、原野区片倉字行津及び原野区大原字和田城の区域を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、磐梯町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 H23.3.21~5.11解除 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、南津波町、三島町、会津山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、津川村、昭和村、楳枝町 H23.3.21~5.29解除 新地町、福島市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原野区高倉字助常、原野区高倉字秋屋、原野区高倉字七曲、原野区高倉字松森、原野区馬場字五台山、原野区馬場字横川、原野区馬場字葉原、原野区片倉字行津及び原野区大原字和田城の区域を除く。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.21~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
	H23.3.21~H28.3.14解除 南相馬市(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、大野町(平成24年11月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、渡江町(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、楢葉町(平成24年6月15日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
	その他すべて
H23.3.21~8.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、会津町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
H23.3.21~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)	
H23.3.21~H28.3.14解除 南相馬市(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、大野町(平成24年11月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、渡江町(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、楢葉町(平成24年6月15日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)	
結球性葉菜類(キクラゲ等)	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.27解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~5.11解除 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、津川村、昭和村、楳枝町、只見町
	H23.3.21~5.29解除 新地町、福島市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原野区高倉字助常、原野区高倉字秋屋、原野区高倉字七曲、原野区高倉字松森、原野区馬場字五台山、原野区馬場字横川、原野区馬場字葉原、原野区片倉字行津及び原野区大原字和田城の区域を除く。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.21~10.29解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
アヲナヲ科の花冠葉(パロココロウ、カタワラ等)	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.27解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~5.11解除 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、津川村、昭和村、楳枝町、只見町
	H23.3.21~6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~10.29解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
卵	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、会津町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~5.11解除 白河市、矢吹町、磐梯町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、
	H23.3.21~8.23解除 新地町、福島市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原野区高倉字助常、原野区高倉字秋屋、原野区高倉字七曲、原野区高倉字松森、原野区馬場字五台山、原野区馬場字横川、原野区馬場字葉原、原野区片倉字行津及び原野区大原字和田城の区域を除く。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.21~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
キャベツ	H23.8.31~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~5.11解除 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、津川村、昭和村、楳枝町、只見町
	H23.3.21~6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.21~10.29解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.21~H28.3.17解除 新地町、福島市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された備前田地区を除く区域に限る。)
原木シイタケ(栽培栽培)	H28.4.19~: 福島市、磐梯町、猪苗代町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、
	H23.4.13~4.25解除 いわき市
	H28.4.19~: 本宮市
	H23.4.13~5.16解除 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町
	H28.4.19~: 二本松市
原木シイタケ(施設栽培)	H28.7.19~H28.7.11解除 新地町 H23.7.19~9.7解除 本宮市
	H28.11.14~: 川俣町
	H28.10.31~: 福島市、いわき市(福島県内に関する事象キノコに限る。)
	H28.8.9~: 伊達市、磐梯町、猪苗代町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、
	H28.10.19~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、磐梯町、猪苗代町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、
キノコ類(野生のものに限る。)	H28.10.19~: 喜多市
	H28.10.19~: 昭和村
	H28.10.19~: 会津坂下町、北塩原村
	H28.10.19~: 下郷町
	H28.10.19~: 会津若松市
タケノコ	H28.11.12~: 会津若松市(ムキタケに限る。)
	H28.4.19~: 福島市(タメタケを除く。)
	H28.4.22~: 三島町
	H28.10.2~: 南津波町
	H28.8.9~: 伊達市、福島市、三春町
ナス(畑において栽培されたものに限る。)	H28.8.9~: 伊達市、磐梯町、猪苗代町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、
	H28.8.9~: 猪苗代町、本宮市、磐梯町、須賀川市、田村市、白河市、磐梯町、猪苗代町、会津町、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、津川村、柳津町、三島町、会津山町、
	H28.8.9~: 伊達市
	H28.4.9~: いわき市
	H28.5.9~6.21解除 天栄村 H28.5.13~6.21解除 国見町
ウド(野生のものに限る。)	H28.4.19~: 福島市、磐梯町
	H28.4.23~: 広野町
	H28.4.23~: 二本松市、大玉村
	H28.4.7~: 須賀川市
	H28.4.23~: 郡山市
カサバ(畑において栽培されたものに限る。)	H28.8.9~: 伊達市、磐梯町(山木屋の区域に限る。)
	H28.4.19~: 須賀川市、福島市、広野町、葛尾村
	H28.8.19~: 川内村
	H28.7.19~: 新地町
	H28.4.19~: 須賀川市

※記載されている箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年4月27日現在

福島県		出荷制限		
クサソテツ(こみ)		H23.8.9～：福島市、桑折町		
		H24.8.1～：福島市、伊達市、浪江町、三春町		
		H24.8.2～：川俣町		
		H24.8.7～：田村市、吉良町		
		H24.8.10～：二本松市、大玉村		
		H24.8.20～：藤川村		
		H24.8.14～：新井町、喜茂川村		
		H27.8.10～：広野町		
		クサソテツ(こみ) (野生のものに限る。)		H24.8.24～：会津美郷町
				H27.4.30～：南相馬市
H24.8.2～：福島市、二本松市				
H24.8.7～：浪江町、白河市、喜多方市、会津美郷町、新井町、飯沼町				
H24.8.10～：伊達市、浪江町、大塚町、三春町、下郷町、大玉村、新井町、藤川村				
H24.8.14～：新井町、いわき市、川俣町、岩川町、天栄町				
H24.8.17～：桑折町、喜茂川町				
H24.8.7～：新井町、喜茂川村				
H24.8.14～：喜茂川村				
H24.8.19～：福島市、南相馬市、会津町、南会津町、飯沼町、泉崎町				
H24.8.20～：三島町、河内町				
H24.8.22～：藤川村、桑折町				
H24.8.28～：本宮市、田村市、小野町、大塚町、会津坂下町、玉川村、早田町、寺島町				
H24.8.29～：三春町				
H24.8.9～：会津美郷町、鏡石町				
H24.8.9～：倉山町				
H24.8.10～：昭和村				
クサソテツ(こみ) (野生のものに限る。)		H24.8.28～：南相馬市		
		H24.8.9～：浪江町		
		H24.8.2～：いわき市、二本松市		
		H24.8.10～：福島市		
ゼンマイ		H24.8.24～：川俣町		
		H24.8.1～：南相馬市		
		H24.8.14～：新井町、喜茂川村		
		H24.8.18～：新井町		
		H24.8.20～：川内村		
		H24.8.10～：藤川村		
		H27.8.11～：田村市		
ゼンマイ (野生のものに限る。)		H24.8.14～：広野町、大玉村		
ウツミソウ (野生のものに限る。)		H24.8.24～：新井町、浪江町		
ワラビ		H24.8.1～：いわき市、浪江町、伊達市、桑折町		
		H24.8.2～：福島市		
		H24.8.7～：新井町、白河市、鶴町、飯沼町		
		H24.8.10～：大玉村、藤川村		
		H24.8.14～：川俣町		
		H24.8.28～：南相馬市		
		H24.8.14～：広野町、藤川村、喜茂川村		
		H24.8.19～：二本松市、吉良町、泉崎町		
		H24.8.20～：川内村		
		H24.8.29～：本宮市、新井町		
H24.8.7～：新井町				
H24.8.10～：田村市				
フキ		H27.8.28～：喜茂川村		
フキ(野生のものに限る。)		H24.8.19～：桑折町、喜茂川町		
フキトウ (野生のものに限る。)		H24.8.18～：天栄町		
		H24.8.9～：福島市、川俣町、田村市、南相馬市、広野町		
		H24.8.19～：伊達市、浪江町、浪江町		
		H24.8.11～：新井町、喜茂川村		
ワラビ		H27.8.28～：南相馬市		
		H28.1.30～：本宮市		
		H24.8.10～：いわき市、伊達市		
		H24.8.17～：川俣町		
		H24.8.19～：新井町、喜多方市、飯沼町(飯沼町を除くワラビの出荷制限の指示は除外。)		
		H24.8.17～H24.8.24～：新井町、浪江町、飯沼町(飯沼町を除くワラビの出荷制限の指示は除外。)		
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.8.14～：二本松市		
	H24.8.14～：広野町			
ウメ		H23.6.2～H25.10.27解除：福島市、伊達市、桑折町		
ユズ		H23.8.8～H27.8.19解除：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
クリ		H24.1.10～H27.1.20解除：いわき市		
	H23.3.21～H28.3.17解除：桑折町			
	H23.10.14～H25.2.16解除：伊達市			
キウイフルーツ		H23.12.9～H28.11.17解除：相馬市		
	H24.8.2～：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
小豆		H23.12.9～H25.12.23解除：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区馬場字玉台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
大豆		H25.1.4～H28.3.13一部解除：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)		
		～H27.10.23解除：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)		
		H24.12.25～H28.3.13一部解除：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)		
		～H27.10.23解除：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)		
		H25.1.4～H28.3.13一部解除：郡山市(旧高野村の区域に限る。)		
		～H26.10.7解除：郡山市(旧高野村の区域に限る。)		
		H25.1.4～H28.8.9一部解除：二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)		
		～H27.10.23解除：二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)		
		H25.1.4～H28.8.9一部解除：桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)		
		～H27.10.23解除：桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)		
H25.1.18～H28.7.10一部解除：福島市(旧立山村の区域に限る。)				
～H27.10.23解除：福島市(旧立山村の区域に限る。)				
H25.3.5～H28.7.10一部解除：福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)				
～H27.10.23解除：福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)				
H25.3.29～H28.7.10一部解除：福島市(旧庭塚村の区域に限る。)				
～H27.10.23解除：福島市(旧庭塚村の区域に限る。)				
H25.1.4～H28.5.17一部解除：伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。)				
～H26.10.7解除：伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。)				
H25.1.4～H28.7.10一部解除：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)				
～H27.10.23解除：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)				
H25.1.4～H28.11.17一部解除：本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)				
～H28.3.25解除：本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)				
H25.12.18～H27.6.23一部解除：南相馬市(旧大田村の区域に限る。)				
～H27.10.23解除：南相馬市(旧大田村の区域に限る。)				
H26.12.17～H27.6.23一部解除：本宮市(旧岩村に限る。)				
～H28.3.25解除：本宮市(旧岩村に限る。)				
H26.12.17～H28.3.25解除：大玉村(旧大山村に限る。)				
～H28.3.25解除：大玉村(旧大山村に限る。)				
胡麻 (平成23年度)		H23.11.17～：福島市(旧小笹村の区域に限る。)		
		H23.11.29～：伊達市(旧小笹村及び旧高野村の区域に限る。)		
		H24.12.5～：福島市(旧福島市の区域に限る。)		
		H24.12.8～：二本松市(旧藤川村の区域に限る。)		
		H24.12.8～：伊達市(旧飯沼村及び旧喜茂川村の区域に限る。)		

※この箇所は、出荷制限のリスト

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年4月27日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28**：十和田市、隠上町(ナラタケを除く。) H24.10.28**H27.11.20解除：十和田市(ナラタケに限る。) H24.10.28**H27.11.20解除：野辺村(ナラタケを除く。) H24.10.30**H27.11.20解除：十和田市、田辺町、同高田町、同小森町、同竹野村及び同木崎村の区域に限る。	
水産物	マダラ	H25.10.1**H27.11.20解除：野辺村(ナラタケに限る。) H25.10.28**H29.3.31解除：隠上町(ナラタケに限る。)	青森県東津軽郡陸奥町と北海道胆振支庁山形町とを結ぶ線、同線を中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳町台の正東の線、最大高潮時海岸線上青森県手問原町の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限	
タケノコ		H24.8.31**：一戸市、奥州市 H24.8.30**：胆野町(下部の区域を除く。) H25.4.30**H27.12.21解除：一戸市、同山形町、同花巻市、同大船町、同小森町、同竹野村及び同木崎村の区域に限る。	
原木クワガタ(露地栽培)		H24.11.2**：一戸市、奥州市 H24.8.18**H27.11.10解除：胆野町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.20**H27.11.10解除：大船町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.28**H27.11.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(露地栽培)		H24.8.28**H27.11.10解除：一戸市、大船町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.28**H27.11.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.11.10解除：花巻市、東上町、山形町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.11.10解除：遠野町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.11.10解除：鹿角町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
野山菜	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10**H25.4.8解除：遠野市 H24.8.18**：大船町、奥州市 H24.11.2**：一戸市、奥州市 H24.10.11**：一戸市、奥州市、奥州市、奥州市 H24.10.16**：奥州市 H24.10.18**：奥州市 H24.10.28**：大船町、鹿角町 H24.11.7**：奥州市 H24.8.10**：花巻市	
コンブ		H24.8.10**：奥州市、奥州市 H24.8.14**：奥州市 H24.8.18**：奥州市 H24.8.8**：東上町 H24.8.18**：奥州市 H27.8.12**：一戸市	
ゼリ(野生のものに限る。)		H24.8.30**：奥州市 H24.5.30**H27.12.21解除：一戸市	
ゼンマイ		H24.8.18**：一戸市、奥州市 H24.8.18**：奥州市 H24.8.18**：奥州市、奥州市 H24.8.17**：一戸市 H24.8.6**：奥州市 H24.8.7**：奥州市	
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.8.6**：奥州市 H24.8.7**：奥州市	
雑穀	大豆	H25.1.4**H25.2.4**一部解除：一戸市(旧登清水村の区域に限る。) H24.1.13**H25.4.11解除：遠野市(旧浅井村の区域に限る。)、一戸市(旧大森町の区域に限る。)	
穀類	ソバ	H24.1.30**H25.4.11解除：奥州市(旧浅井村の区域に限る。)	
水産物	アサギ	H24.10.25**H27.11.20解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	クロダイ	H24.11.8**：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2**H25.1.31解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒメ	H25.6.4**H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8**：奥州市(交流を含む。) H24.5.8**H27.3.30解除：登米市(交流を含む。)	
	ウグイ	H24.11**H27.3.10解除：半井内の北上川のうち四十四田ダムの下流(交流を含む。ただし、石巻ダムの上流、石巻ダムの上流、入徳ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田沼ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池谷ダムの上流を除く。) H24.6.12**H25.7.31解除：奥州市(交流を含む。) H24.5.11**H25.8.25解除：大川(交流を含む。)	
肉	牛肉	H24.8.7**H25.8.25解除：奥州市(県の定める法別・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	豚肉	H24.8.16**：全県	
	シカの肉	H24.7.28**：全県	
	ヤマブシ	H24.10.28**：全県	
宮城県		出荷制限	
タケノコ		H24.5.1**H27.4.24解除：白石市 H24.8.11**：丸森町(下部の区域を除く。) H24.5.1**H25.4.17解除：丸森町(旧餅野村の区域に限る。) H24.5.1**H27.4.24解除：丸森町(旧丸森町及び旧小森町の区域に限る。) H24.8.28**：胆野町(下部の区域を除く。) H24.8.28**H27.12.21解除：一戸市、同山形町、同花巻市、同大船町、同小森町、同竹野村及び同木崎村の区域に限る。)	
野山菜	原木クワガタ(露地栽培)	H24.8.7**：大船町(旧三井浜町の区域に限る。) H24.1.18**：奥州市、奥州市 H24.8.8**：丸森町 H24.3.16**：奥州市 H24.6.6**：村田町 H24.8.11**H27.4.24解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.11**H27.4.24解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.12**H27.4.24解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.18**：奥州市 H24.8.19**：奥州市 H24.8.20**H27.4.10解除：大船町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.28**：奥州市 H24.8.28**H27.4.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.27**H27.4.11解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**：奥州市 H24.8.8**：奥州市 H24.8.10**：七ヶ瀬町 H24.8.7**H27.4.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.4.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.4.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.4.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7**H27.4.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クワガタ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.18**：奥州市、大船町 H24.8.24**：奥州市 H24.8.12**：村田町 H24.8.27**：奥州市	
クサソテツ(ごみ)		H24.8.27**H27.4.24解除：大船町(養殖されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2**H27.5.25解除：加美町	
コンブ		H24.8.7**：奥州市、奥州市 H24.8.8**：奥州市、奥州市 H24.8.11**：奥州市、七ヶ瀬町 H24.8.7**：奥州市	
ゼンマイ		H24.8.11**：奥州市、丸森町 H24.8.7**：奥州市	
タナシ(野生のものに限る。)		H24.8.28**：奥州市、奥州市、大船町	
雑穀	大豆	H25.1.4**H25.2.4**一部解除：奥州市(旧金田村の区域に限る。) H24.5.19**H25.4.17解除：奥州市(旧浅井村の区域に限る。)	
穀類	米(平成25年度)	H25.3.19**H25.3.18解除：奥州市(旧浅井村の区域に限る。)	
	ソバ	H24.1.19**H25.4.11解除：奥州市(旧浅井村の区域に限る。) H24.1.14**H25.2.25解除：奥州市(旧浅井村の区域に限る。)	
水産物	クロダイ	H24.8.28**：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.11.8**：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	アサギ	H24.4.12**H27.11.20解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.10.25**H27.11.20解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域	
	ヒメ	H24.5.30**H25.8.30解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H25.6.4**H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2**H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2**H25.1.7解除：奥州市(交流を含む。)	
	シラソテツ	H24.5.8**H25.8.25解除：奥州市(我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域)	
	アユ(養殖を除く。)	H24.8.27**：宮城県内の阿武隈川(交流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H25.8.27**H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(交流を含む。うち、白樺堤より上流の白石川(交流を含む。)) H25.8.27**H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(交流を含む。ただし、白樺堤の上流を除く。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び種子尾川の金剛より上流水域	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.29**H27.9.30解除：宮城県内の阿武隈川(交流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。)(ただし、平沢の交流を除く。) H24.8.29**：奥州市(交流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.8.14**：大蔵川のうもろダムの上流(交流を含む。))及び大蔵川の御懸大蔵の上流(交流を含む。) H24.8.24**：五福川のうもろダムの上流(交流を含む。))及び大蔵川(交流を含む。ただし、平沢及びその交流並びに大蔵川御懸の上流を除く。) H24.8.28**：五福川のうもろダムの上流(交流を含む。))及び大蔵川のうもろダムの上流(交流を含む。)) H24.8.24**：一蓮川のうもろダムの上流(交流を含む。))及び五福川のうもろダムの上流(交流を含む。)) H24.8.28**：依田川(交流を含む。) H24.8.28**：野田川(交流を含む。) H24.8.28**：宮城県内の北上川(交流を含む。)	
	ウグイ	H24.5.18**H25.8.25解除：宮城県内の大川(交流を含む。)	
肉	牛肉	H24.7.28**H25.8.25解除：奥州市(県の定める法別・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	シカの肉	H24.8.28**：奥州市、奥州市、山形町 H24.8.28**：全県(上部の区域を除く。)	
	クサの肉	H24.8.28**：全県	

※()内は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年4月27日現在

福井県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10～H25.1.23解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流直下から下流の部分に限る。) H24.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.30～H25.12.17解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.26解除：大野川(支流を含む。ただし、黒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.26解除：山ノ内川(支流を含む。)
	肉 インシンの肉 シカの肉	H24.3.30～H25.1.23解除：奥越(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.3.30～H25.1.23解除：奥越(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシンの肉を除く。)
その他	茶 H23.8.2～H24.4.16解除：敦賀市 H23.8.2～H25.5.31解除：美浜町	
新潟県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県
	カキ	H23.3.21～4.8解除：全県
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.28～：関根町、真狩野町、藤原村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：中野町 H24.10.28～：長岡市 H24.11.18～：大井町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：菅沼川のうち越前町から富山電力株式会社後久野川管轄区間までの区間(支流を含む。)
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：海堀川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)
	肉 インシンの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリ肉	H24.6.8～：菅沼川のうち越前町から富山電力株式会社後久野川管轄区間までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除：高川のうち川田橋の上流(支流を含む。) (H24.6.8～H24.6.28解除) 海堀川(支流を含む。)
	その他	茶 H23.8.20～H24.4.16解除：津川市 H23.8.20～H24.4.16解除：津川市
埼玉県		出荷制限
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.14～：磯崎町、菅沼町 H24.10.29～：上巻町 H24.11.5～：鳩山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	エンゴシ、ナンゴシイ、ヤンギ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、美里町
		H24.4.5～H25.1.14解除：茨城町
		H24.4.8～H25.9.21解除：銚子市
		H24.4.11～H27.1.22解除：旭市、白井市
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市
		H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市
		H24.4.18～H25.10.23解除：志山町
		H24.4.18～H25.11.18解除：鴨子野
H24.10.21～H24.10.14～露地栽培：鎌倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
H24.11.18～：高山町		
原木シイタケ(露地栽培)	H24.10.21～H24.10.14～露地栽培：鎌倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.18～：鴨子野	
	H24.11.18～H24.11.18解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.14～H24.10.14～露地栽培：鎌倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.18～H24.4.18解除：千歳町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.18～H24.4.18解除：千歳町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
水産物	ゴンゾウ	H24.7.18～：千原堤及び千原堤に隣接する野川(支流を含む。)、千賀川(支流を含む。)
肉	インシンの肉	H24.11.8～H24.11.18解除：奥越(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシンの肉を除く。)
その他	茶 H23.8.2～9.7解除：大網白根市 H23.7.4～H24.5.21解除：奥津市 H23.8.2～H24.5.26解除：八潮市 H23.8.2～H24.5.26解除：野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.18解除：成田市	
神奈川県		出荷制限
その他	茶 H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川村 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.10解除：八潮市 H23.8.27～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.8～：会津(会津市及び黒川町を除く。)
山梨県		出荷制限
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士宮市、富士宮口町、穂刈村
長野県		出荷制限
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～：碓氷郡、碓氷郡 H24.10.17～：小海町、碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、碓氷町(マツタケに限る。) H24.10.11～：碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：碓氷町(マツタケに限る。)
	コシアブラ	H24.10.11～：小海町(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20解除：小海町(マツタケに限る。) H25.10.21～：碓氷郡(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解除：碓氷郡(マツタケに限る。)
		H24.8.21～：碓氷郡、碓氷町 H24.8.28～：碓氷郡、碓氷町 H27.7.28～：碓氷町
	静岡県	
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：御殿場市、小山町 H25.10.8～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：御殿場市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成29年4月27日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）	<p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.0～：棚倉町（※首根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉 イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象